

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

令和八年二月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高頭秀和

第四号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	道路の種類 指定に係る
十日 令和八年一月三	指定の年月日
二 埼玉県児玉郡美里町大字広木字後山王八百十番	指定に係る道路の位置
十八・四三八 (単位メートル)	指定に係る道路の延長
六・〇一 (単位メートル)	指定に係る道路の幅員